

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年10月17日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第46号

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第4号様式注以外の部分中「第9条第1項」を「第19条第1項」
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務局人事部給与課)